

はちののかん太くんカード契約規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|---|---|
| <p>第1条 (借主)</p> <p>1. 借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社 (以下「保証会社」という) を連帯保証人として、株式会社八十二銀行 (以下「銀行」という) <u>に所定の申込書により</u>「はちののかん太くんカード」(以下「カード」という) の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。</p> <p>(略)</p> | <p>第1条 (借主)</p> <p>1. 借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社 (以下「保証会社」という) を連帯保証人として、株式会社八十二銀行 (以下「銀行」という) <u>の定める申込書により</u>「はちののかん太くんカード」(以下「カード」という) の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。</p> <p>(略)</p> |
| <p>第3条 (カードの貸与、暗証番号)</p> <p>(略)</p> <p>2. 借主は、銀行<u>所定の</u>方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。</p> <p>(略)</p> | <p>第3条 (カードの貸与、暗証番号)</p> <p>(略)</p> <p>2. 借主は、銀行<u>の定める</u>方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。</p> <p>(略)</p> |
| <p>第4条 (カードの紛失、盗難等)</p> <p>(略)</p> <p>2. カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認められた場合は、銀行<u>所定の</u>手続により再発行します。</p> | <p>第4条 (カードの紛失、盗難等)</p> <p>(略)</p> <p>2. カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認められた場合は、銀行<u>の定める</u>手続により再発行します。</p> |
| <p>第13条 (遅延損害金)</p> <p>1. 借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行<u>所定の</u>遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金年率 (保証会社の保証料を含む) は 18.0%とします。</p> | <p>第13条 (遅延損害金)</p> <p>1. 借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行<u>の定める</u>遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金年率 (保証会社の保証料を含む) は 18.0%とします。</p> |
| <p>第14条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 弁済金の支払を遅滞したとき</p> | <p>第14条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 第10条および第11条に規定する返済を遅</p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(3) <u>手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>(4) <u>差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき</u></p> <p>(5) <u>支払の停止または、破産、民事再生手続開始の申立等その他これに類似する手続きの申立があったとき</u></p> <p>(6) <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき</u></p> <p>(7) <u>相続の開始があったとき</u></p> <p>(8) <u>本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき</u></p> <p>(9) <u>その他借主の信用状態が著しく悪化したとき</u></p> <p>2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>(追加) 借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>(追加) 借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u></p> <p>(略)</p> | <p><u>延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>(5) <u>差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき</u></p> <p>(3) <u>支払の停止または、破産、民事再生手続開始の申立等その他これに類似する手続きの申立があったとき</u></p> <p>(6) <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき</u></p> <p>(削除)</p> <p>(7) <u>本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき</u></p> <p>(8) <u>その他借主の信用状態が著しく悪化したとき</u></p> <p>2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>本取引に関し借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>前各号のほか、借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u></p> <p>(略)</p> |
| <p>第 <u>19</u> 条 (届出事項の変更)</p> | <p>第 <u>21</u> 条 (届出事項の変更)</p> |
| <p>第 <u>20</u> 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> | <p>第 <u>26</u> 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開</u></p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>第 21 条 (解約) 借主が「はちののかん太くんカード」を解約する場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとしします。この場合、銀行の請求により借主はカードを返却するものとしします。</p> <p>第 22 条 (契約規定等の変更) 1. 本規定の変更については、銀行から変更内容を通知した後、または変更後のカード契約規定を送付した後に借主がカードを利用したときは、借主が変更事項または変更後のカード契約規定を承認したものとみなします。 2. 利用限度額の増額を銀行から通知した後に借主がカードを利用したとき、あるいは借入利率および各回の約定返済金額の引き下げを銀行から通知した後にカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。</p> <p>第 24 条 (債権譲渡) <u>(新設)</u></p> <p>第 25 条 (危険負担、免責条項)</p> <p>第 26 条 (反社会的勢力の排除)</p> | <p><u>始されたときも、同様に銀行に届け出るものと</u> <u>しします。</u> (略)</p> <p>第 22 条 (解約) 借主が「はちののかん太くんカード」を解約する場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行の定める届出をするものとしします。この場合、銀行の請求により借主はカードを返却するものとしします。</p> <p>第 28 条 (規定の変更) 1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとしします。 2. 銀行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとしします。</p> <p>第 19 条 (債権譲渡)</p> <p>第 24 条 (公正証書作成義務) 借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。</p> <p>第 20 条 (危険負担、免責条項)</p> <p>第 25 条 (反社会的勢力の排除)</p> |